

# 特定求職者雇用開発助成金 特定就職困難者コース

高年齢者、障害者、母子家庭の母などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主に対して、支給されます。

## 助成額

対象労働者に支払われた賃金の一部に相当する額として、下表の金額が、支給対象期(6か月)ごとに支給されます。



### 短時間労働者以外

#### 高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等

	中小企業	中小企業以外
支給額	60万円	50万円
助成対象期間	1年	
期間ごとの支給額	30万円×2期	25万円×2期

#### 身体・知的障害者

	中小企業	中小企業以外
支給額	120万円	50万円
助成対象期間	2年(1年)	
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期

#### 重度障害者等(重度障害者、45歳以上の障害者、精神障害者)

	中小企業	中小企業以外
支給額	240万円	100万円
助成対象期間	3年(1年6か月)	
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期

### 短時間労働者

(一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満)

#### 高年齢者(60歳以上65歳未満) 母子家庭の母等

	中小企業	中小企業以外
支給額	40万円	30万円
助成対象期間	1年	
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期

#### 障害者

	中小企業	中小企業以外
支給額	80万円	30万円
助成対象期間	2年(1年)	
期間ごとの支給額	20万円×2期	15万円×2期

## チェック項目

以下のすべてに該当する事業主

- ①雇用保険の適用事業主
- ②対象労働者をハローワーク等の紹介で、雇用保険の一般被保険者として雇い入れる事業主
- ③対象労働者を雇用保険の一般被保険者として継続して雇用する事業主
- ④雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇をしていない
- ⑤助成対象期間中に事業主の都合により解雇・雇止め等をしていないこと
- ⑥離職理由の被保険者数が対象労働者の雇入れ日における被保険者数の6%を超えていない
- ⑦対象労働者の出勤状況および賃金の支払い状況等を明らかにする書類備・保管し、審査に協力する事業主
- ⑧雇入れ日から起算して1年を経過する日(確認日)の時点で離職している割合が25%が以下
- ⑨助成対象期間の末日の翌日から起算して1年を経過する日(確認日)の時点で離職している割合が25%以下